

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第1号の規定により公示する。

令和2年8月28日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		指定年月日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第388号	平山住設	香取郡多古町 多古2000 番地190	平山 昌広	平山住設	香取郡多古町 多古2000 番地190	令和2年7月22日 (令和7年7月21日)